

平成28年2月15日

第72回 神戸市個人情報保護審議会

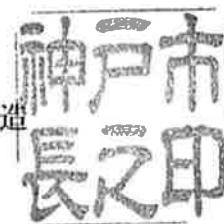
介護保険システムのサーバ管理への移行及び  
情報項目の追加について

(保健福祉局)

神保高介第5565号  
平成28年2月10日

神戸市個人情報保護審議会会長 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

介護保険システムのサーバ管理への移行及び情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

介護保険システムのサーバ管理への移行について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当する項目  
下線は、今回追加する項目

【データ項目】

1. 被保険者情報

資格区

証番号

氏名(被保険者、世帯員)

性別

生年月日

続柄

住所(現住所、前住所、送付先住所、転出先住所、訪問先住所)

電話番号・方書

資格区分

資格得喪届出日

資格得喪理由

資格得喪日

旧措置者区分

死亡届出者情報(氏名、住所、被保険者との関係)

住記世帯番号

住記個人番号

外国人在留資格・在留期間

住記 DV 情報

証情報(有効期限、交付理由、交付日、回収日)

医療保険保険者番号・名称

医療保険被保険者記号・番号

医療保険証交付日

本人扶養コード

施設入退所年月日

他市町村保険者番号

他市町村被保険者番号

賦課基本情報(所得区分、賦課変動理由)

税・所得情報(税宛名番号、税整理番号、資料区分、非免減表示、徴収方法、総合所得、分離課税所得、市民税額)

減免情報(事由、率、金額、申請日、開始月、終了月)

国保情報(資格区、証番・個人コード、資格区分、所得額、税リンケージ番号)

老齢福祉年金情報(記号番号、開始年月日、終了年月日、届出年月日、支給区分)  
生活保護情報(区・世帯番号・員番、開始・廃止年月日、救護施設名称、救護施設入退所日)

特徴情報(基礎年金番号、特別徴収義務者コード、年金種別、特徴停止理由、得喪日)

徴収方法

納付方法

保険料額

保険料年額

収納口座情報(金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人氏名)

調定額

収入額

過誤納額

還付額

不納欠損額

滞納金額

延滞金額

収入日

領収日

還付金支払方法

嘱託員コード

分納誓約情報(方法、開始期、終了期、締結日、金額)

時効中断理由

時効起算日

## 2. 受給者情報

### (1) 受給者情報

支給限度額情報(区分、種類、管理期間)

居宅サービス計画情報(作成区分(依頼事業者名、本人)、計画額(区分、種類)、届出日、期間)

受給サービス情報(種類、サービス事業者、期間、市町村特別給付)

給付額情報(現物、償還、高額介護サービス、追加支給、戻入)

貸付額情報(償還、高額介護サービス)

給付口座情報(金融機関コード、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人氏名)

給付制限情報(種類、事由、率、開始日、終了日、弁明理由、弁明年月日、不納欠損額、不納欠損期間、滞納金額、滞納期間、給付差止額、保険給付控除額)

利用者負担減免情報(事由、率、開始日、終了日)

他の法令との給付調整(事由、調整額)

第三者行為求償(事由、求償額)

老人保健受給者番号

公費負担者番号

公費受給者番号

非課税年金情報(年金保険者、氏名、住所、生年月日、性別、基礎年金番号、年金種別、支払年金額、対象年、市町村コード)

認定申請情報(申請日、事由、変更申請理由、希望サービス種類、入所区分、申請代理人情報(本人との関係、氏名、住所、電話番号))

認定調査結果情報(調査日、調査項目、調査結果修正事由)

◎一時判定情報(一次判定日、一次判定状態区分、一次判定指数)

◎意見書情報(医療機関、医師名、疾病区分、傷病名、医師意見書利用区分、最終診療日、症状としての安定性、介護の必要の程度に関する予後の見通し、特別な医療、心身の状態に関する意見(日常生活の自立度等、理解および記憶、問題行動の有無)

◎二次判定情報(要介護状態区分、審査会意見、指定サービス種類、二次判定変更区分、認定・処分日、認定有効期間、非該当理由、却下理由、取消理由)

申請取下情報(取下日、取下事由)

処分延期情報(延期理由、処理見込期間、処分日)

資料履歴番号情報(認定申請、調査結果、一次判定、調査票、意見書)

同意書情報(同意書受付日、意見書利用、調査内容提示)

審査請求情報(審査請求日、裁決日)

## (2) 高額医療・高額介護合算情報

### ア. 申請書情報

支給申請書整理番号

申請対象年度

介護保険保険者番号

介護保険被保険者番号

申請者氏名

計算期間(始期及び終期)

加入期間(始期及び終期)

振込口座情報(銀行名、金融機関コード、支店名、店舗コード、種目、口座番号、口座名義人)

### イ. 計算結果情報

結果区分(支給・不支給)

世帯負担総額  
70～74歳の者に係る支給額  
70歳未満の者に係る支給額

(3) 介護・医療突合情報

ア. 介護保険システム情報

介護保険被保険者番号

氏名

事業者番号

利用年月

給付内容

給付日数

給付額

保険単位

イ. 後期高齢者医療制度システム情報

後期高齢者医療制度被保険者番号

医療機関コード

診療年月

給付内容

入院日数

診療日数

保険点数

ウ. 国民健康保険システム情報

国民健康保険被保険者番号

医療機関コード

診療年月

給付内容

入院日数

診療日数

保険点数

3. 事業者関係情報

事業者情報(登録番号、区分、名称、代表者名、連絡担当者名、住所、電話番号)

事業者口座情報(金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人氏名)

訪問調査員(登録番号、資格区分、氏名、性別、住所、電話番号、介護支援専門

員番号)

医師情報(登録番号、氏名、住所、電話番号、医療機関名、指定医区分、診療科)

4. 債権者情報

債権者番号

債権者区分

住所

法人・個人名

代表番号

電話番号

支払方法

債権者口座情報(金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人氏名)

## 介護保険システムのサーバ管理への移行及び情報項目の追加について

### 1. 趣旨

介護保険システムは、本庁情報化推進部設置のホストコンピュータを利用し、各区、支所との間を専用回線で結ぶオンラインシステムであり、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課管理・収納管理、保険の給付管理及び要支援・要介護者の認定管理の情報を管理しているが、ホストコンピュータが平成 28 年度末で廃止される予定であるため、サーバ管理へ移行する必要がある。

また、介護保険制度の改正に伴い、平成 28 年 8 月から特定入所者介護(予防)サービス費の利用者負担段階の判定に非課税年金を所得として勘案することとなるため、当該情報を受給者情報項目に加える。

### 2. サーバ移行の概要

#### (1) 基本方針

基本的に、現行システムで取り扱っている情報項目と機能を継承するが、新システムでは、住民基本台帳情報の連携先をホストコンピュータから共通基盤に変更し、新たな項目として DV 情報を取得する。

また、オンライン画面等のレイアウト変更や新しい入力機能等を追加することにより、業務の効率化を図る。

#### (2) 情報連携処理について

現行システムでは、連携処理はホストコンピュータ上で行われているが、移行後の新システムにおいては、共通基盤システムを介して行う。

### 3. 特定入所者介護(予防)サービス費に係る制度改正の概要

施設の食費・居住費の負担軽減制度により対象者に給付される特定入所者介護(予防)サービス費の受給要件のうち、利用者負担第 2 段階(市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円以下)と第 3 段階(市町村民税世帯非課税であって、第 2 段階該当者以外)を区分する年金収入等において、平成 28 年 8 月から新たに非課税年金を所得として勘案する。

現在、非課税年金の情報を市町村は保有していないが、年金保険者から市町村に非課税年金情報を通知する仕組みが構築される。市町村は、非課税年金情報の通知により非課税年金額を把握し、これと現在把握している課税年金収入額+合計所得金額を合算して、合計 80 万円以上か否かを判定する。

### 4. 効果

#### (1) サーバ移行による効果

ア. サーバ管理への移行により、単独での運用が可能となるため、従来のホストコンピュータでの運用と比較し、業務事情に合わせたシステム稼働が可能となる。また、ホストシステムを熟知した特定の SE でなく、共通のスキルを有した SE による保守対応が可能となり、特定のホストの知識を持った技



術者しか運用ができないといった問題を解決することができる。

イ. 入力時のプルダウン選択や入力エリアの色分けなど、業務初心者でも解りやすくミスが起きにくい画面にすることにより業務の正確性が向上する。

ウ. 住民基本台帳情報より新たに DV 情報の提供を受けることで、対応が必要となる DV 対象者を確実に把握することができ市民サービスが向上する。

(2) 情報項目の追加による効果

年金保険者から通知される非課税年金情報のデータをシステム処理することで、非課税年金を勘案した特定入所者介護(予防)サービス費の支給事務の効率化・正確化が見込める。

## 5. 実施計画

(1) サーバ移行

～平成 28 年 6 月	システム開発
平成 28 年 6 月～	連携テスト
平成 28 年 10 月	研修
平成 28 年 12 月	本番稼働

(2) 情報項目の追加

平成 28 年 3 月～	現行ホストシステム改修
平成 28 年 5 月～	非課税年金情報の取込
平成 28 年 8 月～	非課税年金を勘案した特定入所者介護(予防)サービス費の支給

## 6. 件数 (平成 27 年度)

(1) 第 1 号被保険者数	約 40 万 2 千人
(2) 要介護認定者数	約 8 万人
(3) 特定入所者介護(予防)サービス費に係る負担限度額認定者数	約 1 万 6 千人

## 7. 個人情報の保護

現行システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

さらに、システムの保守・運用については、契約に基づき、委託事業者にも上記の措置を徹底させる。

(1) システム上の保護

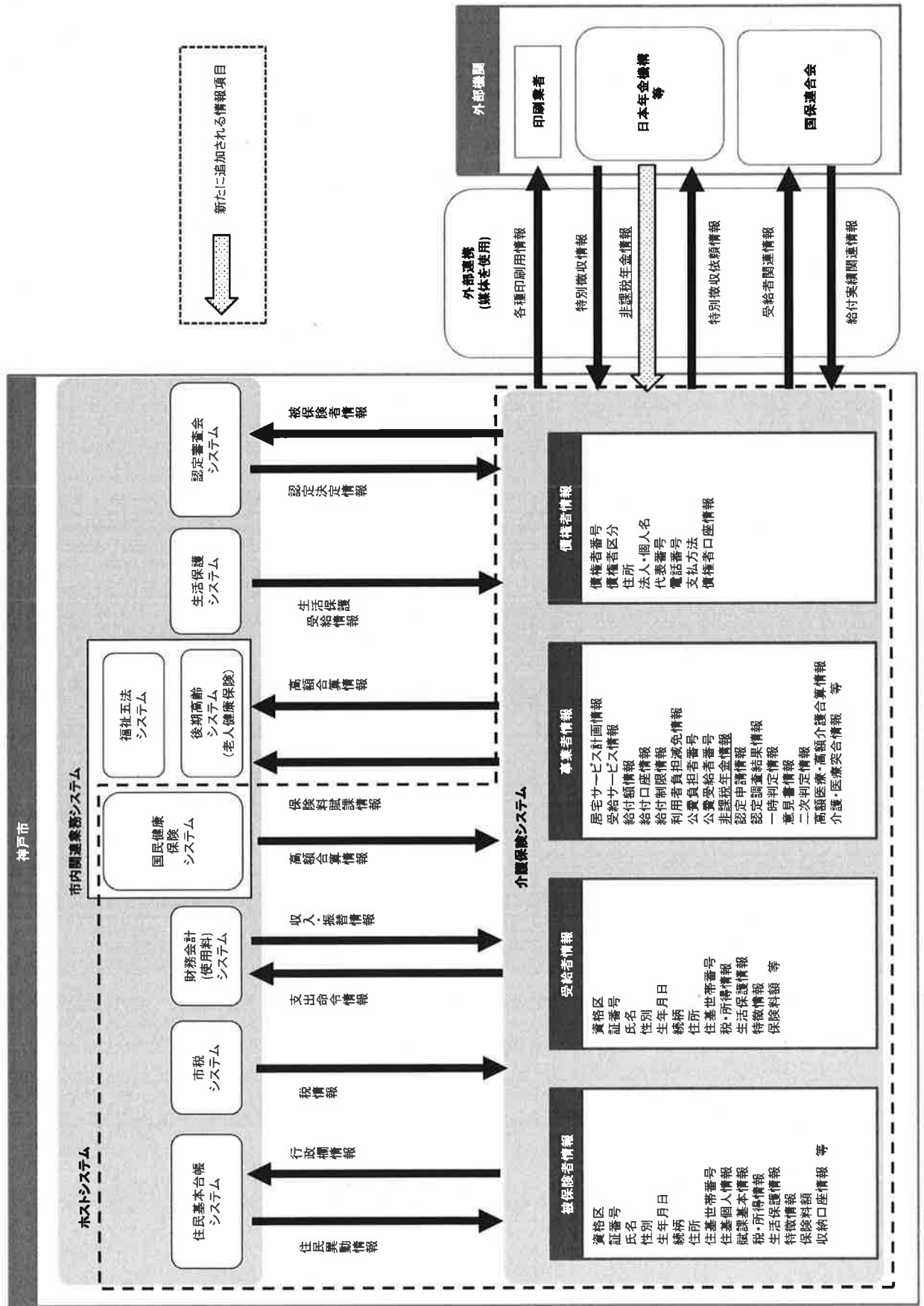
- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用 I D カードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係者のみに限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理の焼却処分などの方法で確実に速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

# 介護保険システムのサーバ管理について

【現行 ホストコンピュータによる運用】



# 介護保険システムのサーバ管理について

## 【新 サーバ化後の運用】

